

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

○平成三十年第三回東京都議会定例会の招集……………  
（財務局主計部議案課）……………

○建築基準法による一団地の区域……………  
（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………  
（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………  
（同）……………

### 告示

●東京都告示第千二百八十四号

平成三十年第三回東京都議会定例会を、九月十九日に招集する。

平成三十年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千二百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区東京都市計画事業豊洲土地区 平成三十年八月  
画整理事業施行地 街区番号一符号 二十三日  
豊六 八及び街区番号一符号豊六  
九一八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁  
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千二百八十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区海岸一丁  
目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【凡例】**

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

**【支点】**  
 支点は、港区海岸一丁目11番4の最北端とする。

**【格子の回転角度（13度52分11秒）】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百八十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区市谷賀町一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…一

公告

○建設業者に関する公告……………（都市整備局市街地建築部建設業課）…四  
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

告示

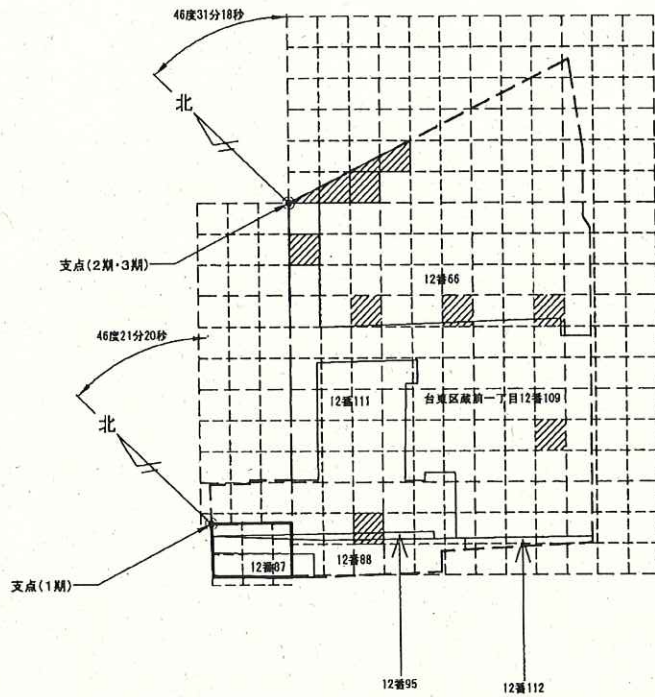
●東京都告示第二百十六号  
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（台東区蔵前一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 1期敷地境界

支 点

2期・3期の支点は台東区蔵前一丁目12番109の最北端とする。

1期の支点は台東区蔵前一丁目12番111の一角の最北端とする。

【支店(2期、3期)の格子の回転角度(46度31分18秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支店(1期)の格子の回転角度(46度21分20秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

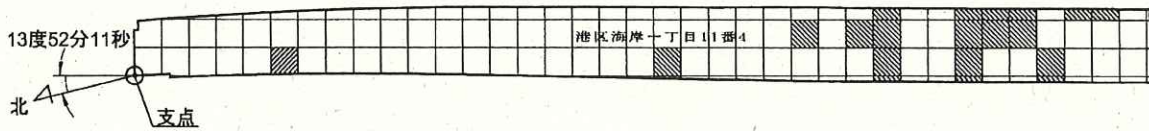
●東京都告示第二百十七号  
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区海岸一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域  
【この告示により指定する区域】
- 形質変更時用届出区域  
【平成30年東京都告示第1286号により指定された範囲】

【支点】

支点は、港区海岸一丁目11番4の最北端とする。

【格子の回転角度（13度52分11秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物